

在宅患者訪問薬剤管理指導提供における重要事項説明書

在宅患者訪問薬剤管理指導提供サービスの提供にあたり、厚生省第37号第8条に基づいて、当事業者が _____様に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名 みると薬局
事業者住所 東京都大田区北千束3丁目18番10号
指定番号 1345650361
代表者名 有限会社ウィズ 取締役 石井 将典

2. 事業の目的と運営方針

事業目的

要介護状態や要支援状態にある利用者に対して、主治の医師等が処方箋を交付した際にみると薬局の薬剤師が訪問し、適正な在宅患者訪問薬剤管理指導を提供することを目的とします。

運営方針

- ① 利用者の意志及び人格を尊重し、医師や居宅介護支援事業者等と連携を取り、常に利用者の立場に立ったサービスを提供いたします。
- ② 個人情報の取り扱いに関して基本方針に基づいて、在宅患者訪問薬剤管理指導提供の推進する以外に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことは致しません。

3. 提供できるサービス

当事業所がご提供するサービスは、”在宅患者訪問薬剤管理指導提供サービス”です。
担当薬剤師が医師の発行する処方箋に基づいて調剤し、利用者の居宅に訪問して薬剤の作用や飲み方及び薬剤の保管、管理等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全に服用いただくように努めます。

また、ご説明の際得た利用者の情報で薬剤師としての観点から問題があると考えられる際には利用者の承諾をいただいた上で主治医や医療福祉従事者と協議をはかり利用者の皆様に「最適な医療・福祉」が提供できるお手伝いをさせていただきます。

その他、分からないことや心配なことがあればご遠慮なく薬剤師にご相談下さい。
皆様の「かかりつけ薬剤師」として精一杯ご尽力させていただきます。

4. 営業日時

当事業所の通常の営業日時は次の通りです。

月・火・水・金	…	9：00～19：00
木	…	9：00～17：00
土	…	9：00～14：00
日・祝日	…	定休日（その他、年末年始は休業）

5. 緊急時の対応等

緊急時等の体制としては、携帯電話などにより、連絡が可能な体制をとっています。
必要に応じ利用者様の主治医または医療機関に連絡を行うなど、対応を図ります。

6. 利用料

サービスの利用料は、以下の通りです。

介護保険制度の規定により、以下の通り利用料は以下のとおりです。

①在宅患者訪問薬剤管理指導提供サービス提供料として

在宅患者訪問薬剤管理指導費

1.単一建物居住者が1人 650点

2.単一建物居住者が2～9人 320点

3.単一建物居住者が10人以上 290点

在宅患者オンライン薬剤管理指導費 59点

算定する日の間隔は6日以上、かつ月4回を限度。ただし、がん末期患者の場合は
1週に2回、かつ、月8回を限度。

②麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合

1回につき100点を①に加算

※上記の場合、健康保険法に基き、薬代や薬剤の調整にかかわる費用の一部を
ご負担いただきます。

※在宅患者訪問薬剤管理指導提供及び予防居宅療養管理指導費にかかるサービス利用料
は同じです。

当事業者は、在宅患者訪問薬剤管理指導提供等サービスの提供にあたり、利用者に対して、
重要事項等説明書に基き、サービス内容及び重要事項の説明いたしました。

居宅療養管理指導サービス事業者 みんと薬局

所在地 東京都大田区北千束3-18-10

代表者 有限会社ウィズ 取締役 石井 将典

在宅患者訪問薬剤管理指導同意書

みんと薬局

取締役 石井 将典

在宅患者訪問薬剤管理指導提供の重要事項説明書を確認いたしました。

その内容に同意し、医療機関から処方されているお薬について、
みんと薬局の薬剤師が訪問し、服薬指導（お薬の説明）を行うことに同意いたします。

なお、処方箋を持参することが困難なため、医療機関からの処方箋の受け渡しに
についても一任致します。

令和 年 月 日

利用者住所

氏名 _____ 印

利用者家族住所

氏名 _____ 印

(続柄)